

令和5年度コマツ就学支援一時金

この案内は、株式会社小松製作所から令和2年度までに受け入れた寄附金を用いて独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する国立高等専門学校に在学する学生で、経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、「コマツ就学支援一時金」としてこれを給付することにより、経済的支援を行うものです。

（1）対象者（本科1年生～3年生）

- 一 令和4年10月27日から令和5年10月26日の間において、次のいずれかに該当し、経済的理由により就学が困難と認められる者
 - ① 大規模災害等に被災し、居住している家屋が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた者
 - ② 学資負担者が死亡した者
 - ③ 社会的養護を必要とする者
 - ④ 学資負担者が非自発的な事由により失職した者
 - ⑤ その他、経済的理由により就学が困難であると認められる者
- 二 前号を満たさない場合、次の基準を全て満たす者
 - ① 世帯員全員の住民税（市町村民・都道府県民税）が非課税である者
 - ② 申請年度においてその前年度と同一学年にとどまっている者
 - ③ 入学後懲戒を受けていない者

※ただし、他の奨学金との併給は認められません。

（貸与奨学金、高校生等奨学給付金、一時金として給付される奨学金は除く）

（2）採用者数

- ・計1名

※第一号の申請者より選考、第一号の申請者がいなかった場合は第二号の申請者より選考の上、機構へ推薦します。

（3）給付額

- ・100,000円（増額となる可能性あり）

（4）給付時期

- ・令和6年3月

（5）提出書類

【全員】

- ・コマツ就学支援一時金給付申請書
- ・口座振込依頼書
- ・市区町村発行の課税（非課税）証明書（申請者と生計を一とする世帯全員分）

【該当者のみ】

- ・罹災証明書（第一号①に該当する者）
- ・会葬礼状（第一号②に該当する者）
- ・退職及び退職金支給証明書（第一号④に該当する者）（様式4）

(6) 提出方法

- ・学生課窓口で提出の場合

平日 8：30～17：00 に持参してください。

- ・郵送で提出の場合

封筒表面に「コマツ就学支援一時金申請書類在中」と朱書きし、特定記録、宅配便等、送付した記録が残る配達手段で下記提出先にご提出ください。

提出先：学生課 学生係（TEL：055-926-5734）

(7) 提出期限

令和6年1月17日（水）必着

(8) 選考基準

申請された書類に対し、人物・家計状況等から判断し、推薦者を決定します。

(9) その他留意事項

- ・提出期限後の申請は受け付けませんのでご了承ください。
- ・一時金ですので、継続的な支給は行われません。
- ・対象者要件の第一号に該当する方は申請理由欄に事由発生日を記入してください。

《提出・問合先》

〒410-8501 沼津市大岡3600

沼津工業高等専門学校 学生課学生係

TEL：055-926-5734

FAX：055-926-5882